

作業環境測定のご案内

胆管がんの原因物質の疑いのある有機溶剤等(ジクロロメタン、1, 2ジクロロプロパン)

定期的な作業環境測定が労働安全衛生法において義務付けられています。

労働安全衛生法第65条第1項において「事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。」とされています。

○測定項目

主な指定作業場(例)	鉱物性粉じん	石綿	有機溶剤	特定化学物質	その他
粉じん発生作業場	○	○			
印刷作業場			○	○	
塗装作業場			○	○	
鍍金作業場			○	○	
はんだづけ作業場					○(鉛)
実験・研究室			○	○	○

○測定回数

指定作業場の種類	検査頻度※ ¹	測定種類
鉱物性粉じん	6カ月以内ごとに1回	空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率
石綿	6カ月以内ごとに1回	空気中の石綿の濃度
有機溶剤	6カ月以内ごとに1回	第1種または第2種有機溶剤の濃度
特定化学物質	6カ月以内ごとに1回	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度
鉛	1年以内ごとに1回	空気中の鉛の濃度

※¹：記録文書の保存年数は作業場の種類により異なります。

○検査料金

検査料金は作業場の種類、作業場の広さ、測定方法等により異なります。
検査料金は、別途お見積りいたしますのでお気軽にご相談下さい。

○納期

作業環境測定結果はサフリング実施後、2週間程度で報告いたします。



当センターでは、印刷業界における胆管がんの原因物質の疑いがある、ジクロロメタン、1, 2ジクロロプロパンをはじめとする有機溶剤や、特定化学物質等を取り扱う作業場につきまして、安全で快適な職場環境を維持するための作業環境測定などをサポートいたします。

まずは、当センターまでお問い合わせください。

当センターは、昭和47年(1972年)に大阪通商産業局(現近畿経済産業局)、大阪府、大阪市並びに大阪商工会議所を始めとする関西の経済団体によって設立された総合的な環境管理技術機関です。公的な機関として、産学官の委託等により信頼性の高いデータを提供し、適切なアドバイスやご相談に応じるなど、地域社会に貢献しています。

(内閣府の認可を受け、平成23年7月1日に財団法人から一般財団法人に移行しました。)

所在地：〒550-0021 大阪市西区川口2丁目9-10

TEL：(06) 6583-3262 (代表)、FAX：(06) 6583-3274

E-mail：kansai_gyomu@ematec.or.jp URL：http://www.ematec.or.jp/

主な業務

調査・分析

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、臭気、底質、土壌汚染の調査・測定・分析
有害化学物質(ダイオキシン、環境ホルモン等)、酸性雨、農薬の測定・分析
河川、湖沼、海域の富栄養化調査
産業廃棄物の有害物質分析、一般廃棄物の組成分析・実態調査
廃棄物処理・処分地に関する調査
生物(陸生・水生)検索、気象(地上・中層)観測

アセスメント、地域環境整備計画の企画・立案

環境アセスメント、予測計算・解析(大気質、水質、騒音等)
廃棄物処理施設に関する生活環境影響調査
大規模小売店舗立地法に関する手続き及びアセスメント
環境基本計画の作成、都市開発・開発計画に伴う調査

環境監視

環境自動観測システムの設計・構築
自動観測局(大気質、水質、気象、騒音等)の測定機器の保守管理・データ処理解析
河川環境(水質、生物、流量)のモニタリング

検査・評価

空気環境、作業環境、飲料水、簡易専用水道及び給水器具等の検査
光触媒を用いたNOx等浄化材の浄化性能試験(JIS R1701シリーズ)
ディスポーザー排水処理システム適合評価
放射能による非汚染検査の第三者証明

コンサルティング事業

環境マネジメントシステム認証取得のためのコンサルティング
廃棄物処理基本計画、処理施設の整備に係るコンサルティング
土壌汚染対策・リサイクル技術に係るコンサルティング

研究・啓発事業

環境保全技術等の研修・訓練
EMS・土壌汚染対策等のセミナー開催
環境保全に関する調査研究・指導・相談・普及啓発ほか